者の特定個人情報の漏えい等が生じた旨を通知するときにおいては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第四十三条の二関係）

⑹　個人番号利用事務等に従事する者等が、個人番号を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とする。（第四十九条関係）

⑺　その他所要の改正を行う。

第３　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正

１　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

⑴　認定匿名加工医療情報作成事業者が認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報を取り扱う場合等についての個人情報の保護に関する法律の適用について定める。（第十九条、第三十条、第三十五条、第四十六条、第四十七条関係）

⑵　医療情報取扱事業者が十六歳未満の者の医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者に提供する場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第五十六条の二、第五十八条関係）

⑶　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者、認定医療情報等取扱受託事業者、匿名加工医療情報取扱事業者、連結可能匿名加工医療情報利用者又は医療情報取扱事業者に対し、違反を是正するために必要な措置に加えて、違反に係る事実の本人に対する通知又は公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命令することができるものとする。（第六十一条関係）

⑷　罰則

イ　認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の役員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された医療情報データベース等を提供したときに係る罰則、認定匿名加工医療情報作成事業者の役員等が匿名加工医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則、認定仮名加工医療情報作成事業者の役員等が仮名加工医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則、認定仮名加工医療情報利用事業者の役員等が提供仮名加工医療情報を不正に提供等したときに係る罰則及び認定医療情報等取扱受託事業者の役員等が医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則の法定刑を引き上げる。（第六十八条、第六十九条関係）

ロ　認定匿名加工医療情報作成事業者の役員等が匿名加工医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則、認定仮名加工医療情報作成事業者の役員等が仮名加工医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則、認定仮名加工医療情報利用事業者の役員等が提供仮名加工医療情報を不正に提供等したときに係る罰則及び認定医療情報等取扱受託事業者の役員等が医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とする。（第六十九条関係）

⑸　その他所要の改正を行う。

第４　附則

１　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内にて政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　この法律の施行に伴う経過措置等について定める。

３　その他関係法律について所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五十七号）（内閣官房）

第１　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

１　公的基礎情報データベースの共同整備等に関する規定の整備

国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同整備等に関する規定を整備する。（第十九条第二項第六号、第二十一条関係）

２　国等データ活用事業の認定制度の創設

⑴　内閣総理大臣は、国の行政機関等の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であって、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの（以下「国等データ活用事業」という。）に関する指針を定めるもの等とする。（第二十六条関係）

⑵　国等データ活用事業計画の認定等に関する規定を整備する。（第二十七条、第二十八条関係）

⑶　認定国等データ活用事業者は、主務大臣に対し、認定国等データ活用事業を実施するために必要なデータであって国の行政機関等の保有するものの提供を求めることができるもの等とする。（第二十九条、第三十条関係）

⑷　認定国等データ活用事業者は、認定国等データ活用事業の実施に関し必要があると認めるときは、地方公共団体等の長に対し、必要な協力を求めることができるものとする。（第三十一条第一項関係）

⑸　主務大臣は、認定国等データ活用事業の円滑かつ確実な実施を図るため、認定国等データ活用事業者に対し、必要な援助を行うものとする。（第三十二条関係）

⑹　国等データ活用事業に関して独立行政法人情報処理推進機構等が行う業務等を定める。（第三十一条第二項、第三十三条関係）

⑺　主務大臣は、認定国等データ活用事業者に対し、認定国等データ活用事業計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。（第三十四条関係）

⑻　⑺の報告をせず、又は虚偽の報告をした者等に対する罰則を設ける。（第三十九条～第四十一条関係）

３　その他

その他所要の改正を行う。

第２　情報処理の促進に関する法律の一部改正

１　独立行政法人情報処理推進機構の理事の定員の追加

独立行政法人情報処理推進機構に、役員として、理事三人以内を置くことができるものとする。（第四十二条第二項関係）

２　独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加

独立行政法人情報処理推進機構は、認定国等データ活用事業者に対する必要な協力の業務等を行うものとする。（第四十七条第一項第二十二号関係）

第３　附則

１　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の準備行為を定める。（附則第二条関係）

３　その他関係法律について所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（法律第五十八号）（総務省）

第１　公職選挙法の一部改正

１　電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る規制の廃止（第百四十二条の四及び第百四十二条の五第二項関係）

インターネット等を利用する方法による選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画の頒布に係る規制のうち、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る送信主体の制限等の規制を廃止し、現行のウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布に係る規制に統一する。